



三重県公報

令和6年9月27日 (金)

第 553 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
11	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
654	令和6年度防災に関する県民意識調査の実施	(防 災 対 策 総 務 課)	2
655	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	3
656	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
657	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(障 が い 福 祉 課)	4
658	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	4
659	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
660	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
661	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
662	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
663	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	9

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年九月二十七日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第十一号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 予防接種料	1 件につ き		10 予防接種料	1 件につ き	
イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの (イ)~(フ) (略)		(略)	イ 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定によるもの (イ)~(フ) (略)		(略)
(リ) <u>ヒトパピローマウイルス感染症</u> (1)・(2) (略)		(略)	(リ) <u>ヒトパピローマウイルス感染症</u> (1)・(2) (略)		(略)
(ロ) <u>新型コロナウイルス感染症</u>		15,300			
ロ その他のもの (イ)~(ハ) (略)		(略)	ロ その他のもの (イ)~(ハ) (略)		(略)
(ニ) <u>RSウイルス感染症</u>		26,570			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この管理規程は、令和六年十月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 654 号

令和6年度防災に関する県民意識調査を次のとおり実施します。

令和6年9月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の目的

近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震及び近年激甚化・頻発化する台風や集中豪雨による風水害に備え、防災に係る施策を企画・推進する上での基礎資料とするため、防災に関する県民の備えや意識などの状況を把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和6年9月30日(月)から同年10月18日(金)まで(19日間)

3 調査対象者

令和6年6月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている満18歳以上の県民5,000人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 地震・津波対策について
- (2) 風水害対策について
- (3) 災害時の情報収集について
- (4) 避難場所・避難所について
- (5) 日頃の防災対策について
- (6) 地域・職場での防災活動について
- (7) 消防団について
- (8) 学校の防災教育について
- (9) お住まいの耐震化について

三重県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和6年9月27日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ポピーヘルパーステーション小俣	伊勢市小俣町湯田44	訪問介護	名称	ポピーヘルパーステーション小俣	生活支援サービス・ポピー	令和6年8月15日
居宅介護支援事業所ほのぼの	伊勢市中島2丁目24-24	居宅介護支援	所在地	伊勢市中島2丁目24-24	伊勢市浦口4-2-13	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所ほのぼの	伊勢市中島2丁目24-24	介護予防支援	所在地	伊勢市中島2丁目24-24	伊勢市浦口4-2-13	令和6年4月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	特定福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	介護予防福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	特定介護予防福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市日永東2丁目3番8号	訪問介護	所在地	四日市市日永東2丁目3番8号	四日市市新正4丁目13番3号	令和6年7月1日
デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市日永東2丁目3番8号	居宅介護支援	所在地	四日市市日永東2丁目3番8号	四日市市新正4丁目13番3号	令和6年7月1日

三重県告示第656号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の

変更の届出がありました。

令和6年9月27日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ポピーヘルパーステーション小俣	伊勢市小俣町湯田44	訪問介護	名称	ポピーヘルパーステーション小俣	生活支援サービス・ポピー	令和6年8月15日
居宅介護支援事業所ほのぼの	伊勢市中島2丁目24-24	居宅介護支援	所在地	伊勢市中島2丁目24-24	伊勢市浦口4-2-13	令和6年4月1日
居宅介護支援事業所ほのぼの	伊勢市中島2丁目24-24	介護予防支援	所在地	伊勢市中島2丁目24-24	伊勢市浦口4-2-13	令和6年4月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	特定福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	介護予防福祉用具貸与	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
株式会社八神製作所ヤガミホームヘルスセンター津	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	特定介護予防福祉用具販売	所在地	津市丸之内養正町4番1号 森永三重ビル	津市栗真町屋町東浜1706番の4	令和6年3月1日
デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市日永東2丁目3番8号	訪問介護	所在地	四日市市日永東2丁目3番8号	四日市市新正4丁目13番3号	令和6年7月1日
デジコ在宅介護サービスセンター	四日市市日永東2丁目3番8号	居宅介護支援	所在地	四日市市日永東2丁目3番8号	四日市市新正4丁目13番3号	令和6年7月1日

三重県告示第657号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和6年9月27日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450700022	特定非営利活動法人ふくろうの家	三重県津市美里町家所2442番地2	松阪ふくろうの家	松阪市大黒田町834-4	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和6年8月31日

三重県告示第658号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和6年9月27日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410300905	特定非営利活動法人 ぴーす	三重県鈴鹿市長太新町三丁目14番26号	居宅介護事業所ぴーす	鈴鹿市長太新町三丁目14番26号	重度訪問介護	令和6年9月1日
2410800334	社会福祉法人伊勢	三重県伊勢市八日	伊勢市ひまわり	伊勢市八日	生活介護	令和6年

	市社会福祉協議会	市場町 13 番 1 号		市場町 13 番 1 号		9 月 1 日
2410801217	株式会社アリオン	三重県伊勢市神田久志本町 1700 番地 8	障がい者グループホーム 縁家短期入所 スタンドバイミー大湊	伊勢市大湊町 264-141	短期入所	令和 6 年 9 月 1 日
2412900595	株式会社アルクハナ	三重県伊勢市東大淀町 532 番地 2	就労移行支援事業所 からふる	志摩市阿児町立神 2038 番地 1	就労移行支援	令和 6 年 9 月 1 日
2410101329	株式会社ニューステップ	福岡県飯塚市庄内元吉 324 番地	ワークプレイス桑名	桑名市長島町松ヶ島 98 番地 1	就労継続支援 A 型	令和 6 年 9 月 1 日
2410100891	株式会社フェーズワン	三重県桑名市大字西別所字小池 414 番地 4	就労継続支援 B 型事業所フェーズワン	桑名市寿町 1 丁目 11 番地 ME-3 ビル	就労継続支援 B 型	令和 6 年 9 月 1 日
2410503557	株式会社 natura 19	京都府京都市左京区静市野中町 65 番地	松竹梅	津市藤方 1816-28	就労継続支援 B 型	令和 6 年 9 月 1 日
2410503565	一般社団法人ともだち	三重県松阪市大津町 214 番地 1	はりゆん	津市片田新町 20 番地 10	就労継続支援 B 型	令和 6 年 9 月 1 日
2420100980	東洋企業株式会社	愛知県名古屋市中区元宮町四丁目 37 番地	プレミアムわおん三重	桑名市東方 236-5	共同生活援助	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 659 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2412900173	福祉開発株式会社	三重県志摩市阿児町国府 3708 番地 34	訪問介護「あんしん」	志摩市阿児町国府 3708 番地 34	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 6 月 30 日
2412900322	株式会社にし	三重県志摩市阿児町甲賀 825-136	訪問介護いろはにほへと	志摩市阿児町国府 1115-7	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 8 月 31 日
2410701672	株式会社まぎーサポート	三重県松阪市塚本町 573 番地 2	ヘルパーステーションまぎーサポート	松阪市久保町 1855 番地 1404	重度訪問介護	令和 6 年 8 月 31 日
2410503540	株式会社H2O	三重県津市森町 165 番地	H2O就労移行支援事業所	津市栄町 3 丁目 232 ソシアビル 4 F	就労移行支援	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 660 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太板屋字裏之垣内 4622 番 1 地先から 亀山市加太北在家字小出 6090 番地先まで	旧	4.0~22.9	1,027.5

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 25 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太板屋字裏之垣内 4622 番 1 地先から 亀山市加太板屋字板屋 5481 番 2 地先まで	新	8.8~25.9	354.6

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 関大山田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太板屋字板屋 5409 番 2 地先から 亀山市加太板屋字板屋 5411 番 1 地先まで	旧	5.0~14.0	85.0

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町岩井字後谷 550 番地先から 多気郡大台町岩井字後谷 559 番地先まで	旧	4.8~11.2	71.7
	新	6.8~11.5	71.7

第 5

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町岩井字後谷 636 番 3 地先から 多気郡大台町岩井字後谷 637 番 2 地先まで	旧	5.0~8.8	74.7
	新	12.4~17.2	74.7

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市長田字平垣内 2503 番 1 地先から 伊賀市長田字平垣内 2506 番 1 地先まで	旧	10.5~15.3	46.8
	新	13.8~17.5	46.8

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市蔵持町原出 2015 番 1 地先内	旧	20.4~39.3	5.0
	新	20.4~39.3	5.0

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳 1892 番地先から いなべ市員弁町北金井 2070 番 2 地先まで	令和 6 年 10 月 4 日
一般国道 421 号	いなべ市員弁町北金井 2128 番 4 地先から いなべ市大安町高柳 1892 番地先まで	令和 6 年 10 月 4 日
一般国道 260 号	度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 18 地先から 度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 10 地先まで	令和 6 年 9 月 30 日
一般国道 165 号	伊賀市別府字中嶋 413 番 1 地先から 伊賀市別府字中嶋 417 番地先まで	令和 6 年 9 月 27 日
一般国道 311 号	尾鷲市賀田町字下向井道下 541 番 4 地先から 尾鷲市曾根町古川 840 番 17 地先まで	令和 6 年 10 月 9 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町大原字西垣内 396 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町大原字西垣内 376 番 1 地先まで	令和 6 年 10 月 4 日
県道 矢口浦上里線	北牟婁郡紀北町矢口浦字奥地 166 番 6 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字鍋倉 889 番 4 地先まで	令和 6 年 9 月 27 日

三重県告示第 662 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	365 号	いなべ市大安町高柳 1892 番地先から いなべ市員弁町北金井 2070 番 2 地先	令和 6 年 9 月 27 日
一般国道	260 号	度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 18 地先から 度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 10 地先まで	令和 6 年 9 月 30 日
県道	矢口浦上里線	北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 594 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字鍋倉 893 番 1 地先まで	令和 6 年 9 月 27 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 663 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、多気郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

実施の期日		実施の場所
令和 6 年 11 月 6 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大台町林業総合センター
令和 6 年 11 月 7 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	グリーンプラザおおだい

令和6年11月8日(金)	午前10時30分から 午後3時まで	大台町立就業改善センター
令和6年11月12日(火)	午前10時30分から 午後3時まで	勢和振興事務所
令和6年11月13日(水)	午前10時30分から 午後3時まで	BANKYO文化会館(多気町民文化会館)
令和6年11月14日(木)	午前10時30分から 午後3時まで	大淀会館
令和6年11月15日(金)	午前10時30分から 午後3時まで	いつき会館

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年9月27日

三重県知事 一 見 勝 之

桑名市北部土地改良区(桑名市大字上之輪新田1400番地)

退任理事

桑名市大字上之輪新田198番地5
 " " 287番地
 " " 204番地
 " " 199番地
 " " 321番地
 " 大字播磨310番地
 " 大字福島新町23番地
 " 大字福島798番地1
 " 大字東汰上224番地
 " " 213番地

松尾廣文
 平野孝一
 片桐光廣
 金森勉
 松尾実良
 伊藤英文
 水谷厚夫
 後藤繫夫
 黒田肇
 伊藤好勝

退任監事

桑名市大字上之輪新田201番地
 " 大字東方2491番地
 " 大字福島313番地
 " 大字東汰上211番地4

片桐浩司
 平野弘幸
 平野正孝
 伊藤好一

就任理事

桑名市大字上之輪新田198番地5
 " " 287番地
 " " 204番地
 " " 308番地7
 " " 321番地
 " 大字播磨310番地
 " 大字福島75番地
 " " 798番地1
 " 大字東汰上224番地
 " " 213番地

松尾廣文
 平野孝一
 片桐光廣
 松尾政眞
 松尾実良
 伊藤英文
 水谷剛
 後藤繫夫
 黒田肇
 伊藤好勝

就任監事

桑名市大字上之輪新田201番地
 " 大字東方2499番地

片桐浩司
 平野弘幸

桑名市大字福島 313 番地
 // 大字額田 813 番地 4

平野 正孝
 藤田 康司

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 8 月 30 日に終了した旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
 伊賀市川東

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 9 月 11 日	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 21-12	三重郡川越町大字亀崎新田字里中 21-11 社会福祉法人よつば会 理事長 石川 英樹
令和 6 年 9 月 11 日	三重郡菰野町大字菰野字中里 2716-1	滋賀県守山市横江町 70 株式会社カマヤ 代表取締役 太田 幸司
令和 6 年 9 月 12 日	いなべ市員弁町大泉字植田 1127-6	いなべ市員弁町大泉 1127-6 日下部 一三
令和 6 年 9 月 17 日	亀山市布気町字道野 529-2 ほか 2 筆	津市垂水 99-1 三重トヨタ自動車株式会社 代表取締役 竹林 憲明
令和 6 年 9 月 17 日	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3744-5	三重郡菰野町大字福村 141-1 ウォールナツ ツパレス 3A 木田 篤利

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 27 日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 Select Plus KMB-00008 Win Pro VL Upgrade 11 Japanese Upgrade 2,350 本
 - (2) 購入物品の特質等
 購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
 令和 6 年 12 月 25 日（水）
 - (4) 納入場所
 三重県津市広明町 13 番地
 三重県庁 1 階 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年10月18日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課 担当 渡邊
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 松井、長井
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年11月11日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年10月25日（金）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年10月25日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年11月11日(月)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年11月11日(月)15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課

案件名 マイクロソフト Windows11 Pro Upgradeライセンスの購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年11月11日(月)16時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Select Plus KMB-00008 Win Pro VL Upgrade 11 Japanese Upgrade: 2,350

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, November 11, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Monday, November 11, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Monday, November 11, 2024.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
